

中小企業等新事業展開促進事業費補助金 採択事業者の皆様へ

◇今後の手続き

- ① 事業準備 … 交付申請 ※まだ事業を開始することはできません。
▼ 令和5年8月25日(金)必着 (期限厳守)
交付申請書類一式を提出してください。
- ② 事業開始 … 交付決定
▼ 交付決定通知が届いたら、事業を開始してください。
- ③ 事業実施 … 令和6年1月14日(日)までに全ての支払いと納品を完了
▼
- ④ 事業完了 … 実績報告
令和6年1月24日(水)必着 (期限厳守)
報告書及び会計証拠書類を提出してください。

◇申請の際の注意事項…経費を再度、確認してください！！

- ・ 今回の内示は事業計画の採択であり、経費は承認されていません！！
- ・ 対象外となる経費がないか、補助金事務の手引き (P.8以降)により、もう一度確認してください。
- ・ 経費の根拠資料が揃うまで、交付決定できません。なお、補助対象となる経費は、実績報告書の提出後、県による審査により確定します。

<対象外となる経費の例>

○ 広報媒体作成以外の広報関係経費 ※委託費・外注費でも同様

印刷、発送、ポスティング、各種折込、リスティング広告、SEO対策、動画サイト・雑誌・ショッピングサイトへの掲載・登録、インフルエンサーの起用、テレアポなどのセールス等の経費は全て対象外です。

○ 商品、製品に係る経費

商品に貼付するシールや包装材、製造に用いる材料の購入や調達等の経費は対象外です。

○ PC・タブレット類、カメラ及びその付属備品、事務用ソフトに関する経費

○ 自動車、原動機付自転車、自転車等の車両本体に要する経費

○ 保守契約、保証、通信料等の維持管理に要する経費

○ 新事業の実施にあたり、間接的に要する経費 (事務用機器、運搬用機材等)

○ 計画内容との関係性が確認できない経費

○ その他、公金支出の観点から不適切と判断される経費

- ・ 上記経費が確認された場合は、交付決定後であっても、経費から除外します。
- ・ 支出書類の改ざん等の悪質な行為が判明した場合、補助金を取り消す場合があります。

◇補助金に関するお問い合わせ先・書類の提出先

中小企業等新事業展開促進事業費補助金コールセンター

T E L : 0 5 0 - 3 1 2 2 - 2 8 3 0 (土日祝日を除く午前9時から午後5時)

E-mail : new-challenge-shizuoka@islandbrain.co.jp

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦3-4-6

桜通大津第一生命ビル3F (株)アイランド・ブレイン

中小企業等新事業展開促進事業費補助金事務局 宛